

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意！ 「陳述」欄の「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 7日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日から 令和 7年10月29日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年11月 5日 午前10時00分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年11月19日 午前10時00分 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7年11月10日 午前 9時10分から 令和 7年11月14日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川口市領家三丁目 |
| | 地 番 | 1762番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川口市領家三丁目 1762番地7 |
| | 家屋 番号 | 1762番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 37.67平方メートル
2階 34.36平方メートル
3階 38.50平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 8月12日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 佐 藤 佳 恵

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川口市領家三丁目 |
| | 地 番 | 1762番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川口市領家三丁目 1762番地7 |
| | 家屋 番号 | 1762番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 37.67平方メートル
2階 34.36平方メートル
3階 38.50平方メートル |



令和7年(ケ)第102号

令和7年6月2日受理

令和7年7月8日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 山中 宏之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川口市領家三丁目 |
| | 地 番 | 1762番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川口市領家三丁目 1762番地7 |
| | 家屋 番号 | 1762番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 37.67平方メートル
2階 34.36平方メートル
3階 38.50平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	埼玉県川口市領家3丁目17番23号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 雑種地(物件) ☐ 宅地(物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が目的土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	目的土地と地番1763-3との間の土地は、公簿上「水」あるいは「水路」と表示されているが、公衆用道路となっている。			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類: 構造: 床面積: </td> </tr> </table>		{	種類: 構造: 床面積:
{	種類: 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>		{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
{	地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 目的物件は私が居宅として使用しています。 2 犬を3匹（大型1、中型2）、猫を1匹飼っています。 3 動物を飼育しているので壁等に多少の汚れ等がありますが、建物に特段の故障や破損はないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

執行官の意見

- 1 目的物件の状況は、地積測量図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 目的物件の占有関係については、現況及び関係人の陳述から2枚目のとおり認めた。

以上

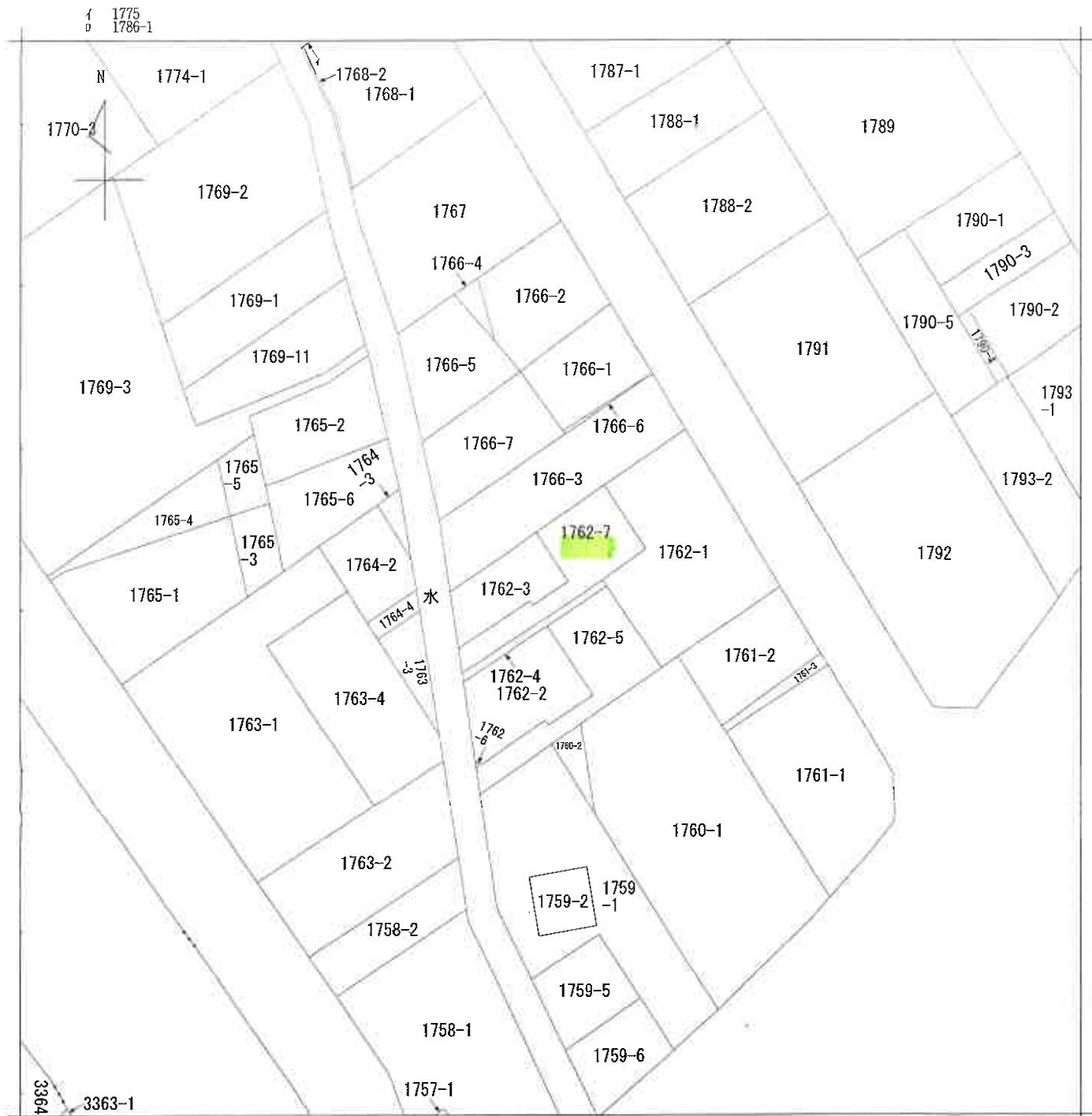
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

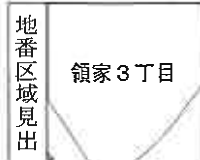
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月2日(月) 16:10-16:15	執務室	川口市に間取図交付依頼書郵送
令和7年6月4日(水) 16:50-17:00	物件所在地	物件特定、占有確認、外観撮影、債務者兼所有者と面談
令和7年6月19日(木) 9:50-10:40	物件所在地	債務者兼所有者立ち会いのもと物件調査、写真撮影(評価人同行)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 領家4丁目

請 求 部 分	所 在	川口市領家三丁目				地 番	1762番7				
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図	
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

令和7年4月9日

さいたま地方法務局川口出張所
登記官

請求番号 27-1
(1/1)

(6 枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月9日 さいたま地方公務局川口出張所

登記官

(7 枚目)

地積測量図

地番
1762-3
1762-7

土地の所在
川口市領家三丁目

求積表

地番	④ 1762-3	⑤ 1762-7
NO	Xn	Yn
C3	-23552.539	-7689.571
aS-B8	-23356.550	-7689.116
A1	-23360.039	-7688.822
A2	-23354.339	-7679.413
A3	-23354.938	-7679.051
A4	-23352.118	-7674.395
A5	-23345.765	-7678.163
合計	合計	合計
	103.916010	103.91
	㎡	㎡

23-A038-07

地番	④ 1762-3	⑤ 1762-7
NO	Xn	Yn
A1	-23360.039	-7688.822
A2	-23353.044	-7688.569
C3	-23352.728	-7671.540
C2	-23349.951	-7667.216
G1	-23342.087	-7671.975
A5	-23345.765	-7678.163
A4	-23352.118	-7674.395
A3	-23354.938	-7679.051
A2	-23354.339	-7679.413
合計	合計	合計
	109.8218510	109.82
	㎡	㎡

座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
23-A038-07	-23342.183	-7691.590	4級基準点
23-A038-08	-23390.753	-7688.773	4級基準点
aT1	-23365.907	-7692.090	測印

測量年月日	令和2年4月2日
座標系	世界測地系(測地成果2011)区系 管理者のパラメータ変換による

23-A038-08

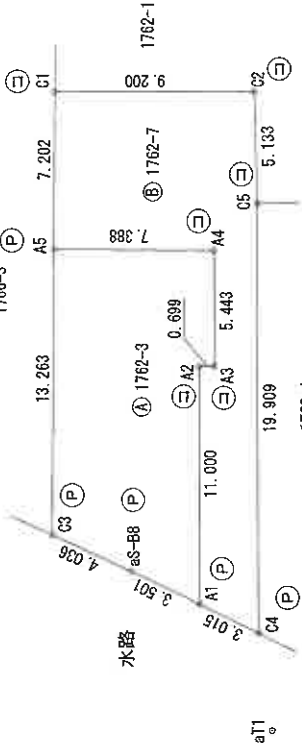
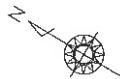
凡例	境界線の種別	記号	境界線の種別	記号	境界線の種別
石杭	境界線	①	金属杭	②	境界線
コンクリート杭	境界線	③	金属杭	④	境界線
プラスチック杭	境界線	⑤	金属杭	⑥	境界線

作成者
埼玉県川口市領家三丁目
土地家屋調査士
社員土地家屋調査士
(令和2年4月2日作成)

申請人

代表取締役

縮尺
1/250



A3判をA4判に縮小

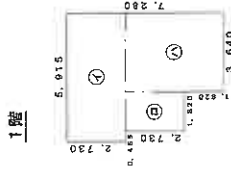
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年4月9日 さいたま地方延務局川口出張所

登記官

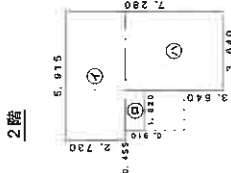
各 階 平 面 図 建 物 図 面

家屋番号 1762番7

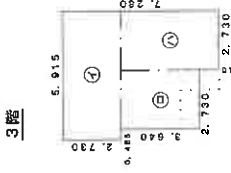
建物の所在 川口市領家三丁目1762番地7



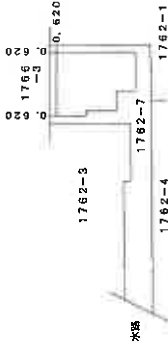
求積表	
㊶	5.915 × 2.730 = 16.147950
㊷	1.820 × 2.730 = 4.968600
㊸	3.640 × 4.550 = 16.562000
計	37.678550
床面積	37.67 m ²



求積表	
㊹	5.915 × 2.730 = 16.147950
㊺	1.820 × 0.910 = 1.656200
㊻	3.640 × 4.550 = 16.562000
計	34.366150
床面積	34.36 m ²



求積表	
㊼	5.915 × 2.730 = 16.147950
㊽	2.730 × 3.640 = 9.937200
㊾	2.730 × 4.550 = 12.421500
計	38.506650
床面積	38.50 m ²



作成者
さいたま市
土地調査士
事務所

和 2 年 12 月 9 日作成

縮尺 1/250

申請人

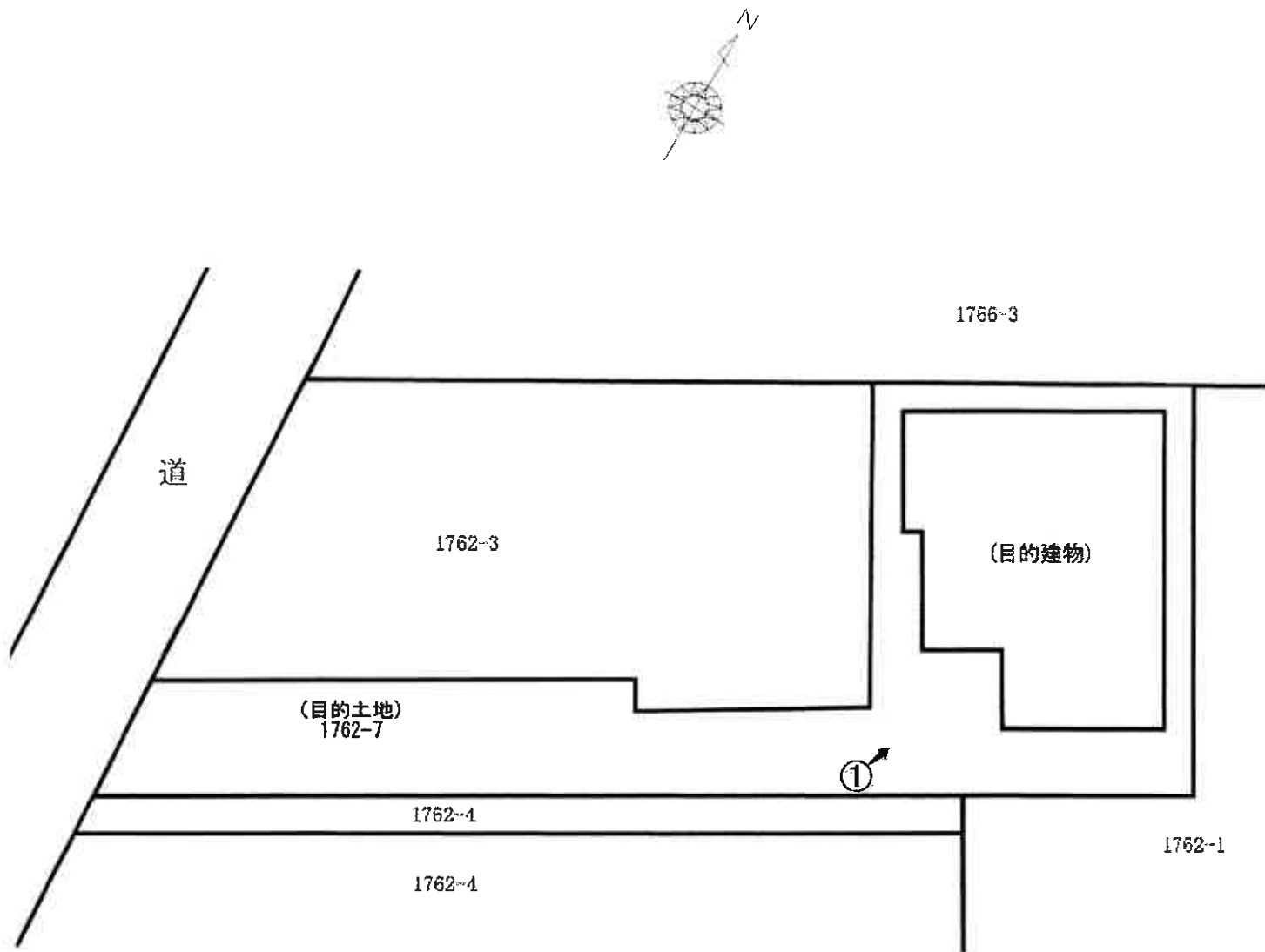
縮尺

1/500

A3判をA4判に縮小

土地建物位置関係図

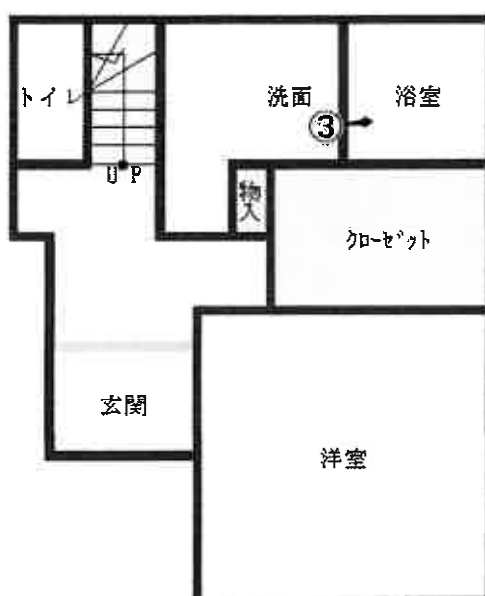
(写真撮影位置 ○→)



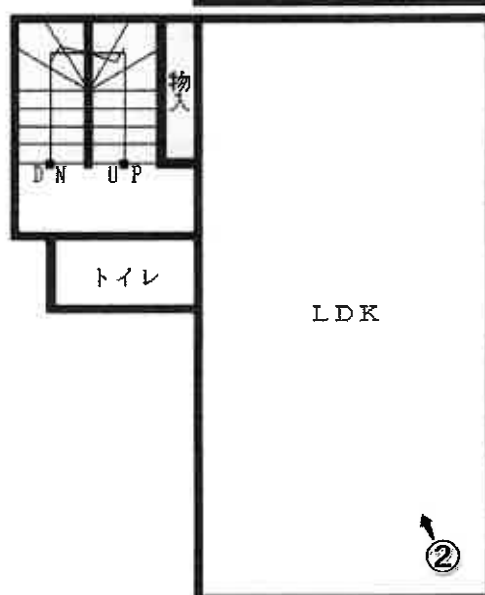
建物見取図

(写真撮影位置 ○→)

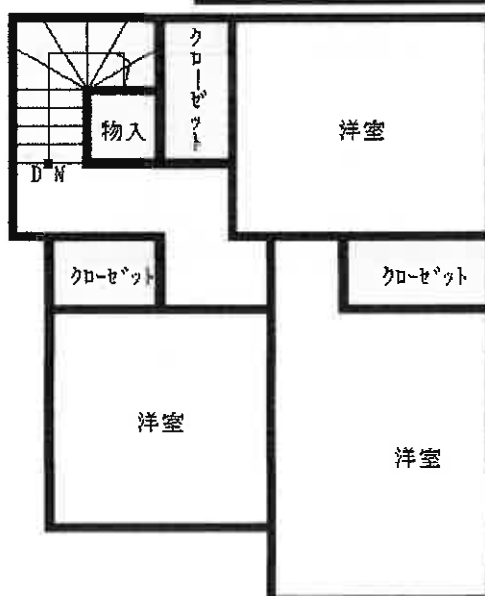
1 階



2 階



3 階



(10枚目)



①



②



③

令和 7 年（ケ）第 102 号
令和 7 年 6 月 19 日 現地調査
令和 7 年 7 月 18 日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
松 本 竜 一 印

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 川口市領家三丁目 |
| | 地 番 | 1762番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 109.82平方メートル |
| 2 | 所 在 | 川口市領家三丁目 1762番地7 |
| | 家屋 番号 | 1762番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 37.67平方メートル
2階 34.36平方メートル
3階 38.50平方メートル |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 1 8, 4 6 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 4, 2 1 0, 0 0 0 円
物件2（建物）	金 1 4, 2 5 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	ＪＲ京浜東北線「川口」駅の南東方約3,100m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅、アパート、マンション、工場、駐車場等が混在する地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60% 200% なし 特になし
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	109.82㎡ 不整形 平坦 特になし
接面道路の状況	西約4.2m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件2)建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	なし	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：令和2年6月30日新築 経 過 年 数：約5年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：約20年
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレートぶき 外 壁：サイディング、その他 内 壁：クロス貼り、その他 天 井：クロス貼り、その他 床：フローリング、その他 設 備：オール電化、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床 面 積（現 況）	前記第3目的物件欄のとおり
現 況 用 途 等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が居宅として利用している。
特 記 事 項	債務者兼所有者によれば、犬を3匹（大型1、中型2）、猫を1匹飼っており、壁等に多少の汚れ等はあるが、建物に特段の故障や破損はないとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	185,000	0.78	109.82	0.95	15,050,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする。総額が千円未満となる場合は1,000円とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 川口-85

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $188,000\text{円/㎡} \times 100/100 \times 100/101.5 \times 100/100 \approx 185,000\text{円/㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域と対象地域は格差無しと判断した。

イ 個別格差：幅員、形状等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態、更地化の難易の程度等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	160,000	110.53	0.64	11,320,000

ウ 現価率：

経過年数約5年、経済的残存耐用年数約20年、観察減価率(中古建物の市場性・前記特記事項等も考慮)-20%
 (計算式) $20/(5+20) \times (1-0.2)$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	15,050,000	0.60	法定地上権	9,030,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	15,050,000	-9,030,000		1.0	0.7	4,210,000
2	11,320,000	+9,030,000		1.0	1.0	0.7
一括価格（合計）						18,460,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (川口-85)
所 在 : 川口市東領家3丁目23番3「東領家3-23-2」
価 格 : 188,000円/㎡
位 置 : J R 京浜東北線「川口」駅約3,600m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 103㎡
供給処理施設 : 一・水道・下水
接 面 道 路 : 北西6.0m市道
用 途 指 定 等 : 準工業地域(建蔽率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に小工場等が混在する住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

mapple

位置図
1 : 20,000



公示地

物件所在地

1 : 20,000 相当

Super Mapple Digital Ver.23

株式会社 昭文社

印刷中心は 東経 139度44分 2秒 北緯 35度47分49秒

1775
1786-1

1774-1

1768-2

1768-4

1787-1

1788-1

1789

1770-3

1769-2

1767

1788-2

1790-1

1763-1

1760-4

1766-2

1790-5

1790-2

1764-3

1769-1

1766-5

1766-1

1791

1793

1765-5

1766-7

1766-6

物件1

1765-6

1766-3

1762-7

1762-1

1792

1765-1

1764-2

1762-3

1762-5

1761-2

1765-3

1764-4

水

1762-4

1762-2

1763-4

1762-6

1760-2

1763-1

1763-2

1759-2

1759-1

1758-2

1759-5

1758-1

1759-6

1757-1

1763-1

1760-1

1761-1

本図は、地籍調査の結果、土地所有権を調査した土地所有権地図である。地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面である。土地所有権調査の結果、土地所有権が変更された場合は、本図を修正する。

図面3丁目
図面4丁目

請求番号	27-1	地番	1762番7
作成年月日	令和7年4月9日	作成場所	さいたま市地籍調査課
作成者	地籍調査課	作成日	令和7年4月9日
作成場所	さいたま市地籍調査課	作成日	令和7年4月9日

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を記載した書面である。

令和7年4月9日
さいたま市地籍調査課

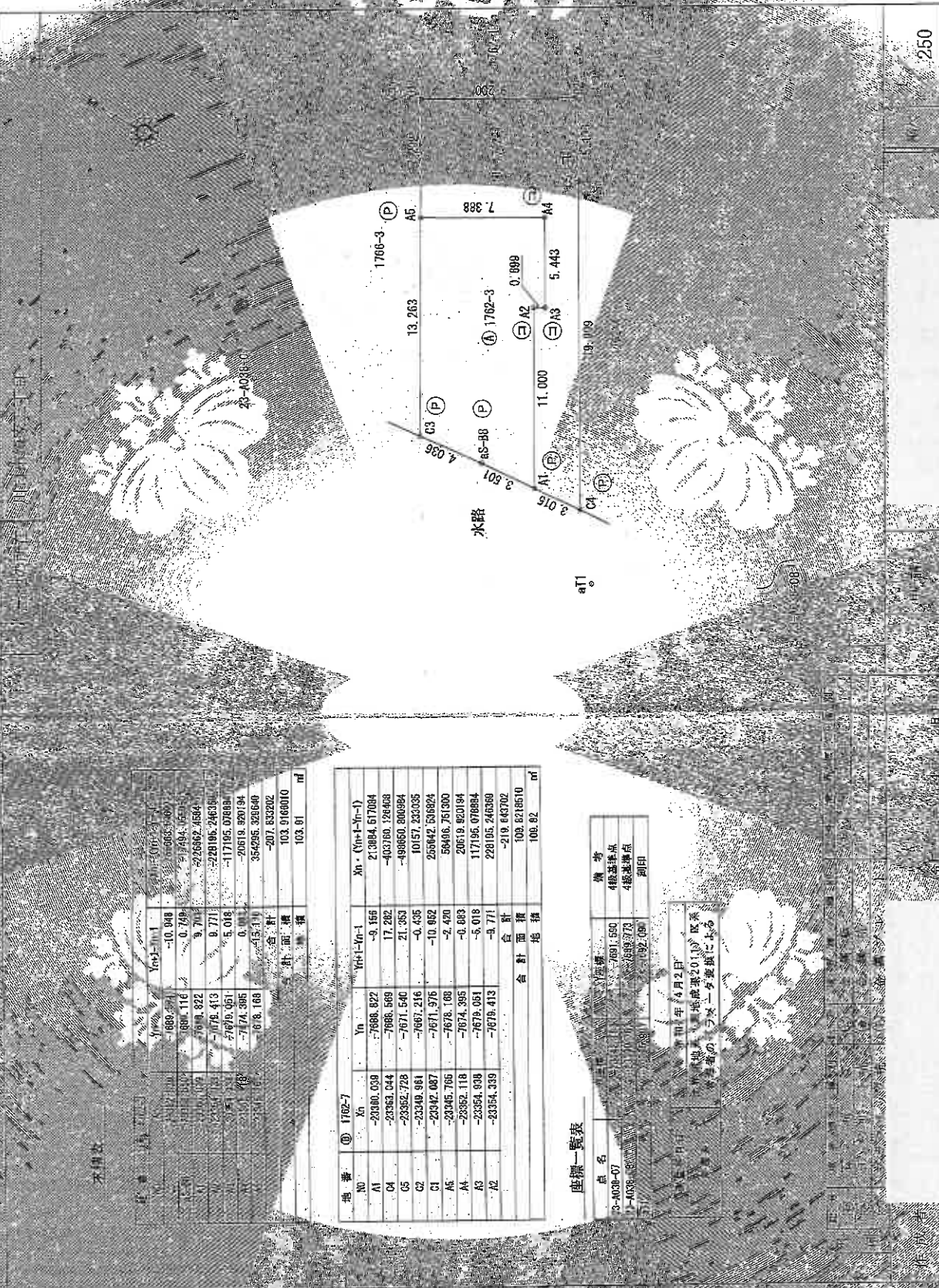
請求番号：27-1
(1/1)

A3をA4に縮小コピー

これは図面に記載する
令和7年4月9日

A3をA4に縮小コピー

地積測量図



250

座標一覧表

点名	座標	備考
3-A03B-01	2091.550	4級基準点
1-A03B-02	2092.773	4級基準点
1-A03B-03	2092.773	4級基準点

令和7年4月2日
地積測量図作成
測量士の資格による

登記年月日 令和7年4月9日

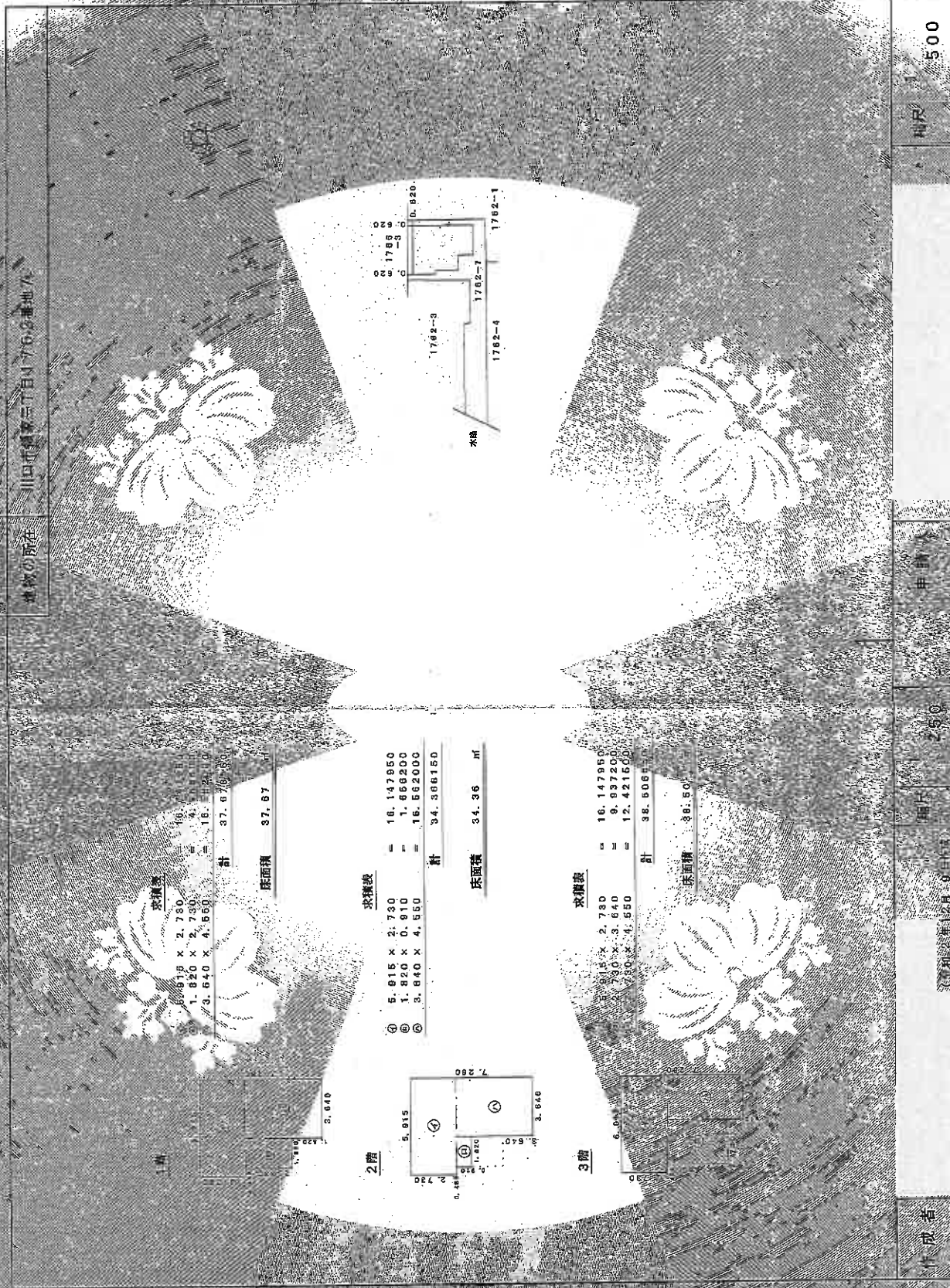
これは図面に記録
令和7年4月9日

各階平面図

図面番号 1762番7

建物図面

建物の所在 川口市領事館前1-762番地7



図面番号 1762番7

申請人

250

図面

令和7年4月9日

作成者